

最終講義

社会政策のこれからの課題

黒川 俊 雄 ●慶応大学名誉教授

はじめに

今日は、私の真正正銘の最終講義ですが、受講している学生諸君だけではなくて、教職員の方々、あるいは大学院生、さらには私のゼミのOBの方々がだいたい出席をしておられるので、教室がやや窮屈だと思えます。

これまで私は学生諸君に資料を渡ししながらいろいろな社会政策の話をしてまいりましたが、今日はそういうわけで資料はお渡しせず、今までの講義のまとめとして、「産業構造転換に対応する現代社会政策の課題」と題して話をしたいと思います。したがって学生諸君は、今までお渡しした資料を思い浮かべながら、話を聞いていただきたいと思えます。

産業構造転換はなぜ進むか

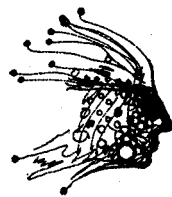
ら、話を聞いていただきたいと思えます。

▽——産業構造転換とは何か

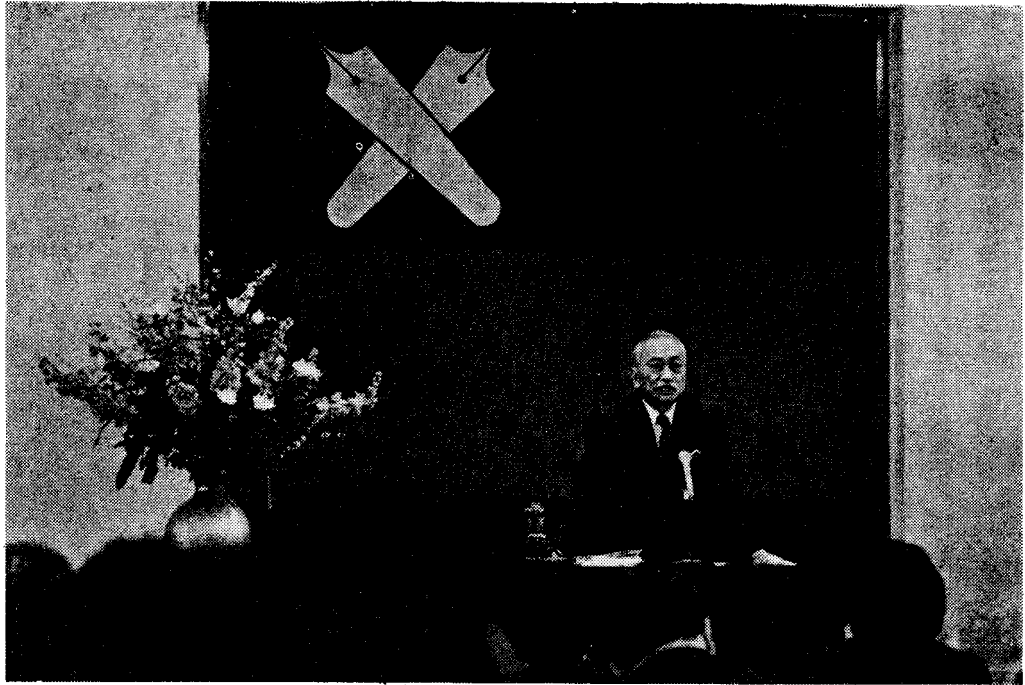
ご存じのように、今、日本経済は、かつてないほどの重大な産業構造転換を経験しつつあります。そういった産業構造転換に対応して、現代社会政策は、どうすればよいのか、その対応を迫られているのが現状かと思えます。

産業構造転換とはいったい何か。これは、今までの講義の中で申しましたが、俗に「重厚長大産業から軽薄短小産業へ」と言われた

り、あるいは「経済のサービス化」とか、あるいは「ソフト化」とか言われておりますが、いわゆる「前川リポート」の表現によれば、「国際的に調和のとれた産業構造への転換」と言われているものであります。また「新前川リポート」の方では、さらに具体的に、第一次産業、第二次産業を統合した呼称としての物材生産部門において、農林水産業の就業者が大幅に減少していくことはもとより、製造業の場合にも、素材部門の就業者が減少していきます。電気、機械を中心とした加工組立部門の就業者が、いわゆる知識集約化を通じてやや増加するとは言え、全体としてこの物材生産部門の就業者は減少していくと指摘をされています。具体的には、一九八〇年か



《記録》



ら二〇〇〇年まで二〇二万人が減少すると推定をされております。

これに対して、第三次産業は、「新前川リポート」によれば、ネットワーク部門と知識サービス生産部門という二つに分けられており、このネットワーク部門は、金融・保険、商業などの活性化によって、就業者は約三万人増加する。また知識・サービス生産部門はいわゆるマネージメント・サービスなどの企業向けのサービス、あるいは、レジャー関係のサービスなどが拡大し、六七五万人の就業者が増加するというようなことを指摘しております。こういった内容を持った産業構造転換が、今、進みつつあるわけです。

そして俗にその原因は、マイクロ・エレクトロニク

ス化だとか、あるいは新素材、あるいはバイオ・テクノロジーなどの技術革新に求められていますけれども、確かに、それはこの産業構造の転換の条件になっているということは明らかであります。この産業構造転換が、なぜ進められてきているのかということも、もう少し深く考えてみなければならぬと思います。

▽——産業構造転換の促進要因

ご存じのように、産業構造調査会が『二十世紀産業社会の基本構造』という報告を出しておりますが、その中では、対外不均衡の拡大をもたらした大きな要因の一つが、わが国の産業構造の特徴の中にあるから、産業構造の転換が必要になってきているのだということを指摘しております。この対外不均衡の拡大は、もちろんE.C諸国と日本との間にもありますけれども、言うまでもなく、最も大きいのは、アメリカと日本との間にあります。

ご存じのように、一九八五年、アメリカが世界最大の債務国に転落した反面、わが国は世界最大の債権国にのし上がった、そういう歴史的な転換というものが見られます。言うまでもなくその原因は、アメリカ側にも日本

側にもあります。アメリカは、俗にいう「双子の赤字」の中の財政赤字と並んでの貿易赤字が、この経済不均衡をもたらした大きな要因であるわけです。なぜそのようなになったかといえは、一つの原因は、アメリカが軍備に過度に依存したということが、アメリカの産業の国際競争力を低下させたということだと思います。それからもう一つは、アメリカ企業が多国籍化していったことによって、アメリカへの輸入を構造的に増加させてきたということ

です。他方、日本側の要因としては、なんともいってもわが国の企業の輸出志向体質といえますか、特にわが国の少数の大企業（自動車、電気などの大企業）が、抜群の国際競争力を持ったということが挙げられるのではないかと思います。

このような国際競争力を持つようになった経過というのは、いまさら詳しく申し上げられませんが、第一オイル・ショック以来の製造業の相対的な生産過剰傾向という中で、大企業は、低成長下でも高利潤を上げられる企業体質を追求して、いわゆる「減量経営」という合理化を進めてまいりました。

その中で、特に社会政策と関係があるのは

言うまでもなく徹底した人減らし・人員整理という形の合理化を進めてまいりました。その結果、先進諸国に比べて相対的な低賃金のうえに、長時間、さらに密度の高い労働というものが定着し、さらにいっそう賃金が低く長時間労働である中小企業を重層的な下請け関係の下に置きたいいわゆる重層的な下請け制、第一次、第二次、第三次というふうにく下請け制を定着させることによって、先端技術を産業に導入をしてきたわけです。こうして言うまでもなく低成長下でも高利潤を上げられる企業体質をつくったわけですが、それはまた同時に、国際競争力をいちじるしく強くしたということです。

▽——超寡占体制と海外進出政策

特に、輸出の面で言うと、わが国にある約一〇〇〇万の会社のうちのわずか三〇社が、輸出総額の三分の一を占めているということ。さらにまた一〇〇〇ぐらいの輸出商品の中でわずか二〇品目が、輸出総額の六〇％を占めているというようなことを見ても分かりますように、このわが国の企業の輸出志向体質といっても、非常に超寡占状態にあると違って差しかえないだろうと思います。

こういった状況の中で、確かに高利潤を上

げるようになってきました。第一次オイル・ショックの直前、言い換えれば日本経済の高度成長の頂点にあったときの一九七三年には法人企業があげてきた経常利益の総額は一〇兆九七七億円となつていますが、その後第一次オイル・ショックで経常利益は下がり、一九七五年には、四兆九四五一億円に下がりました。ところが、先ほど申しました「減量経営」合理化を通じて、一九七九年には実に一六兆三五四九億円という経常利益をあげるようになり、日本経済の高度成長の頂点をはるかに越えたのです。さらに一九八〇年には一七兆九八五八億円、一九八五年には二兆七三〇九億円という金額の経常利益を、わが国の法人企業はあげてきたわけでありました。

そして現在、「金余り現象」などと俗に言われておりますが、いわゆる金融資産の運用額を見ますと、これまた一九八〇年以降、法人部門の場合は、四・七倍増加している。これに対して、個人企業部門については、わずか三〇％しか増加していないというような数字が見られるわけでありました。

このような状況の中で、言うまでもなく、日米貿易摩擦が、ますます激化してきたわけです。そこでわが国は、輸出の自主規制等を

やり、これまでのような高利潤が上げられな
いようになってくるのです。輸出が減り、一
九八七年の法人企業の経常利益を見ますと、
先ほど八五年に二一兆七三〇九億円と言いま
したが、八六年には二一兆五八〇六億円、わ
ずかではありますけれども下がりました。

▽——「G5」の政策転換「円高ドル安」

しかしアメリカ側からみれば、輸出の自主
規制などはほとんど効果があがらないと思わ
れ、日本は、改めて対応策を進めざるを得な
くなってきたのです。言うまでもなく、先ほ
ど申しました、輸出志向タイプを持ったわが
国の巨大な企業・トヨタ自動車は、しばしば
アメリカから、海外進出を求められながら、
なかなかそれを果たさなかった。ところが、
ご存じのように、一九八五年の七月ついにト
ヨタはアメリカ、カナダに進出することを決
めました。そしてさらにこの九月には、ご存
じのように五カ国の大蔵大臣、中央銀行総裁
が集まった、俗に「G5」と言われている会
議においてアメリカ側の強い要求によって、
今までの「ドル高円安」を「円高ドル安」に
転換させる政策が採られざるを得なくなった
のです。こうして、輸出を減らすために、わ
が国の対外直接投資をふやし、生産を海外に

移していくというようなことが、本格的に進
んでくるようになったわけです。

経済構造調整の諸相

しかしここで注意しておかなければならな
いのは、それではわが国の企業の輸出志向体
質をつくり出して、先進諸国に比べての
低賃金、長時間で密度の高い労働、重層的な
下請け制というようなものは、克服されてき
たかというところ、けっしてそうではなかつたの
です。鉄鋼、自動車などを中心にして、さら
にこの円高下において、徹底した「合理化」
が進められながら、むしろ輸出志向体質は、
強められた面もあったのです。

しかし「市場開放」ということで、さらに
石炭を輸入する、石油製品を輸入する。もし
て農畜産物を輸入するというような形で、輸
入が拡大されていくということになります。
まさにこういった方向を明確に、わが国がア
メリカに約束したのが、「前川レポート」「新
前川レポート」であって、この中に示されて
いるいわゆる経済構造調整によって、いまや
産業構造の転換が急速に進められてくること

になった、と言えると思います。

ところが、この、いわゆる経済構造調整に
よる産業構造の転換というものを見てみま
すと、いくつかの矛盾がその中には認められ
るのです。

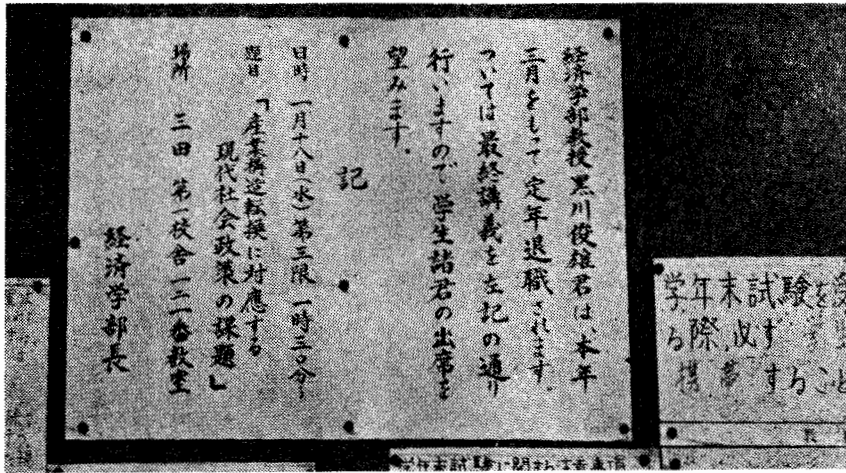
▽——地域経済の停滞・後退

まず、「前川レポート」そのものに即して
見た場合、「中小企業等への影響に配慮しつ
つ、積極的産業構造の転換を推進する必要が
ある」というふうに述べております。あるい
はまた、「石炭工業については、地域経済に
与える深刻な影響に配慮しつつ、現在の国内
生産水準を大幅に縮減する方向で基本的見直
しを行い、これに伴い海外炭の輸入拡大を計
るべきである」と書かれてありますが、「中
小企業への影響を配慮しつつ」とか、あるいは
「地域経済に与える深刻な影響を配慮しつ
つ」という言葉はありますが、その影響を配
慮するだけではなくて、積極的に、これにど
う対応するかが具体的に示されていないの
です。このレポートを見るかぎりでもそうで
あります。

現実において、高島炭坑が閉鎖されたこと
によって、地域経済に深刻な影響を与えてお
りますけれども、いまだに解決はされたとはい

言えません。こういった問題がまずあるという事です。

▽——失業と非正規雇用の拡大
その次に雇用の問題についてはどうかとい



うと、「新前川リポート」で先ほど申しましたように、物材生産部門の就業者が減少してネット・ワーク部門、知識・サービス生産部門の就業者が増大するという、その増大の推定数が、減少よりも多いということで、少なくとも雇用問題に対する積極的な対応が見られない。その対応は「ミス・マッチ」対策としてしか考えられていないのです。

ただここで重要なことは、第三次産業を二つに分けたことです。特に知識・サービス生産部門というのは、最初に申しましたようにいわゆるマネジメント・サービスであって、そう簡単に物材生産部門の就業者を転換できるものではありません。しかも、これらの部門については、「不安定就業化」の傾向が強いのです。「西暦二〇〇〇年に向けて激動する労働市場」という報告を社会開発研究所が出しております。

それによると、パートタイマー、派遣労働者、すなわち「正規雇用ではない、非正規雇用の労働者が、西暦二〇〇〇年に向けてどんどん増えていく、と書かれておりますが、しかも、これらのネットワーク部門や知識・サービス生産部門は、四全総が、「東京一極集中の是正」と言っておりますが、それどころ

か逆に東京一極集中を促進する性格のものであります。労働省も就業人口が東京に一極集中していくと推定しているわけです。こういった雇用の面での矛盾が、この経済構造調整による産業構造の中には認められるのではないかと思います。

▽——進むリゾート開発と生まれぬゆとり

もう一つ重要なことは、いわゆる内需拡大と「前川リポート」が言っていることです。その中で、確かに「消費生活の充実」といって、経済成長の枠内ではあるけれども、賃金上昇、可処分所得の増大、さらには労働時間の短縮、欧米なみの年間労働時間の実現、週二日休日制の完全実施などをうたっておりますけれども、現実においてどれだけこれが進んでいくかということです。

官庁や金融機関が、休む日を増やすということはありませんけれども、現実において、民間産業において、けっして労働時間の短縮が進んでいくとはいえないのです。しかも賃金はいまだに抑えられています。

一九八八年、ただ黒字に転じたという鉄鋼業界の経営者たちは、あの「連合」が非常に遠慮がちに出した賃上げ要求さえも、この八九年春闘では認められないと言っているわけ

です。ということは、産業構造転換の中で、内需拡大策に重要な柱として挙げられている。「消費生活の充実」は、現実においては後回しにされてきているということです。

それでは何が進んでいるかという点と、住宅政策もそれほど進まないで、ご存じのように「都市再開発事業」、さらに「地方の社会資本整備」などと言われておりますが、具体的には、いわゆるリゾート開発というものが進められてきている。そういう面から、最近「内需景気」と言われているような状況が作り出されていますけれども、これらはいずれも不動産、あるいは土木建築関係の大手企業にとって有利な政策になってきているのです。

私は、この夏、北海道をあちこち歩きまわしたけれども、どこへいってもリゾート開発でありません。先ほど申しましたように、時間短縮もあまり進んでいないわが国で、「そんなにリゾートをつくってお客さんが来るのか」と言うのと、「自信がありません」というふうに言っているわけでありませぬ。

竹下総理大臣は、ご存じのように、「ふるさと創生」ということで、全国都道府県市町村約三〇〇〇に対して、一億円ずつ渡すそうでありませぬ。一億円をもらって困っている

ところがあるのです。何を、どういうふうにして、ふるさとを創生をするのか、そのことはまるっきり分からないのです。

こういったような状況であって、けっして地域をおこしていくようなことにはなっていないというか、むしろその地域の住民の要求を満たし、あるいはその地域のいわゆる地場産業などをおこしていくという道筋は、ほとんど明らかになされていないといえます。

社会政策上の二つの課題

さて、そういった矛盾があるということは何を意味するのか。言うまでもなく、この矛盾を解決する方向での対応策が進められ得るということでありませぬ。その点について、これから申し上げたいと思えますが、どういう方向の対応策が、特に社会政策として考えられるかと言え、二つの点が指摘されます。

▽——対応策の二つの方向

一つは、対応策として、雇用やあるいは中小企業、あるいは地域経済という面で国民の社会権、つまり労働権、団結権、団体行動権、教育を受ける権利などは、国家にその保障を

させる権利です。つまり国家の責任によって保障していくために、いわゆる経済構造調整に対応して規制を加えていくということが、大事な点になります。

さらにそれだけではなくて、労働者や中小業者、農民、いわゆる地域住民などが、自発性を持って、あるいは自主性を持って連帯と協同（協同というのは協同組合の協同であります）によって、社会権を保障するような事業をおこしていくということ、しかもそういった事業の自立性を損なわない範囲で、公的助成を、国および地方自治体が行うように要求していくことが現在重要なポイントになってきていると私は考えます。そういう点で、やや産業構造転換に対応する現代の社会政策のあり方について、具体的に考えてみたいと思えます。

▽——雇用問題についての最近の特徴

まず第一に考えなければならぬのは、雇用問題です。ご存じだとは思いますが、通産省産業政策局が出している一九八七年の四月に施行された産業構造転換円滑化臨時措置法の解説書が出されています。その冒頭で、産業政策局長が、現在の産業構造転換の進展に伴って、雇用問題が発生すること、産業活力



の低下が生ずること、地域経済が悪化するこ
との三点を特に指摘しております。
このように通産省の産業政策局長があげて
いる産業構造転換が引き起こす三つの問題点
のうちの雇用問題は、ご存じのように、鉄鋼、
電気、精密・輸送関係の機械などを中心にし

り、また、新規の事業部門、バイオ、情報通
信関係、エレクトロニクス、あるいは新素
材、コーベンション事業などに進出し外国企
業との提携を進めてきております。
こういったことの結果として、何が引き起
こされてきているかと言えば、鉄鋼をはじめ

て製造業の大企業も輸出比率を低下させ、先ほど申しましたように、高利潤をやや低下させたというふうな状況の中で、本格化した海外直接投資を急速に増大させてきた結果、引き起こされてきています。
とくに、輸出減少や海外直接投資への対応策として事業所の統合廃止、あるいは移転というようなことを進めてきてお

わが国の大企業においては、三桁にのぼる大量の人員整理が進められています。これに伴い下請関係企業は、三桁どころか四桁に及ぶような人員整理が行われてきています。しかもこの中で重要なことは、これはわが国だけではないかと思うのですが、希望退職募集という形を取りながら、実際においては人権蹂躪（じゅうりん）とも思われるような退職強要が行われています。

これは上司が家まで行って、無理に退職願いを出させるといふもので、けっして本人は希望したわけではないというのがたくさんあるわけです。さらにそれだけではなくて、出向、配置転換などを強要する。こういうことが、日本全国あちこちで行われているわけです。

一九八七年一〇月一五日に和解が成立した池貝鉄工の争議においては、指名解雇された人が全員、解雇撤回によってもとの職に戻ります。もとの職といっても（神奈川県川崎市にある）溝の口の工場がなくなつて筑波に移りましたから、溝の口にいた人は筑波に行くことになるようですが、それだけではなくて、その間において、懲戒解雇なども伴つた退職強要、あるいは出向というふうなことが行わ

れましたが、これらはいずれも裁判において、差し止められました。ですから、あの和解交渉以外のこと、五年六カ月の争議の間で行われた。

これは何を意味するのと言え、働いている人々の労働権を保障することが、現在非常に重要になってきているということであり、企業との協定によって、そういうことを差し止めることができるし、単に企業の間だけでなくて、これを社会的に規制する条例、立法措置が取り得るということ、池貝鉄工の争議は示しているのではないかと思います。

こういったことと合わせまして、先ほど申しました内需景気で再び生産が盛んになっているという条件のもとで、人を増やさずに正規雇用者の代わりに非正規雇用者、つまりパートタイマー、あるいは派遣労働者を増やしてきている。しかも二四時間労働体制とか、あるいは時間外労働がさらに増えるということになっていきます。

そして後者に関しては、時間外労働や休日出勤に対する賃金不払いが起こったり、過労死、つまり過労によって死ぬという人がふえてきているのです。

こういったことに対して、やはり規制を加えていく、社会的に規制をしていくということが、現在重要な課題になっているから、こういうような規制措置ということについて日弁連をはじめ、弁護士の間でも研究されるようになってきているわけであり、

▽雇用確保のための規制と創出策

ところがここで問題になるのは、こういった規制をするにあたって、それだけではすまなくなってきたのです。その背景には、海外投資をはじめとして、いわゆる投資というものがどんどん進められてきて、事業所の統合廃止、あるいは事業転換、他企業、外国企業なども含めた他企業との提携というふうなものが進められてきているということがあります。そこでこれらに事前協議で規制を加えるようなことが、労働組合にできるようにしていかなければ駄目だと思います。けれども現実には、社会権を保障することができなくなってきているということがあります。つまり、規制だけではまだ解決できない問題があります。

それはなにかと言え、言うまでもなく、雇用そのものに対するもっと積極的な政策が進められなければならないという主旨で、先

ほど申しました産業構造転換円滑化臨時措置法もそうですが、地域雇用開発助成金制度などが労働省などによって行われてきております。しかし、実際においてこの助成金が地域の大きな企業に正規の事業主に対して出されてきているけれども、先ほど申しましたような、人減らしを行いつつある大企業に、こういった助成金を出しても、ほとんど効果が上がらないというのが現状ではないかと思いません。

これについては、一九八八年五月下旬号の『賃金と社会保障』（労働旬報社）に、我々の研究会が山口県光市で行った調査の結果を発表しておりますが、この一番最後のところでも言っておりますようにこの光市は、新日本製鉄とタケダ薬品という大企業の工場がありますけれども、そこに地域開発助成金が出されたとしても、ほとんど雇用開発につながりませんでした。

新しい社会政策のあり方

▽雇用保障政策の新たな体系化

こういうなかで、積極的に労働組合、ある

いは労働者、失業者が、就業の機会をつくらざるを得なくなってきたのです。また、先ほど申しましたように、都市再開発や、あるいは地方のリゾート開発が進められているにもかかわらず、まったく無視されている地域住民の要求や、あるいは地場産業というものをおこしていくような事業を、労働組合、労働者が自ら行っていかざるをえなくなっているのです。お互いに資金を出し合っていて、いわゆる協同組合方式で事業活動を行っているという動きが出てきているということ、すでに今までの講義の中でも指摘しました。

また、中小業者の間でも、異業種交流、異なった業種間の交流を通じて、なんらかの事業をおこしていくという動きが出てきております。

また、農民の間でも、今までのいわゆる農協というものにだけ依存していくのではなく、農家自らが地域農業振興計画を作って、これに対して今までのような輸入制限に代わる新しい農業保護政策を求めているところ、です。

こういう形で、自主的に就業の機会を作り出す事業をおこしていくことによって、この事業に対して助成金を出させていくというこ

とが重要になってきております。

先ほど地域雇用開発助成金などを大企業に出しても役に立たないと私は指摘しましたが、一九八八年八月に労働省が、その点を交えました。今までは、ふつうの事業主にだけしか出さなかったものを、「特定事業主」といって、その地域で寄り集まって事業をおこした場合に、これに対して「特定事業主」とみなして、助成金を出すようになってきました。これはあまり期待できるとは思いませんけれども、しかし、そういうような動きが出てきたということは、やはり我々として注目しなければならぬ点ではないかと思えます。

こういうような形で、新しい社会政策のあり方としては、いわゆる社会権というものを保障していくという立場から、当初は、協約によって規制を加えていくところから、さらに条例や法律によって、社会的に規制を加えていくということが必要であります。

現在、規制緩和、ディレギュレーションというのが大きな流れになってきているかのようであります。そういう立場から見れば、恐らく時代錯誤も甚だしいということになると思います。しかし、そのように簡単に片付け

られるものではありません。

そういう意味で私は、今、改めて雇用保障政策というものを体系化していく必要があるのではないかとこのことを申し上げてまいりました。それも先ほど申しました、光市の調査の最初の序章のところに述べております。

現在、四〇年を迎えたと言われております世界人権宣言、さらに国際人権規約、これはまさに第二次世界大戦の貴重な経験を集約したものであります。これらは、人間の尊厳と基本的人権を尊重する生存権の保障ということとを基本原理といたしました。労働権は、国家が単なる労働の機会を保障するというだけにとどまらず、人間労働の尊厳性に即した労働の機会を保障する、国の公的責任を明確にし、国、地方自治体および私企業(営利企業)との関係を明確にするという方向が出されてきております。そういう観点から、五つばかりの柱があるということを、私はこの中で指摘しております。

▽—職業紹介制度を発展させる

第一には古典的な、失業対策の一つである職業紹介というものを発展させた制度をつくるということであり、言うまでもなくそのまに、求人情報の提供と職業紹介という

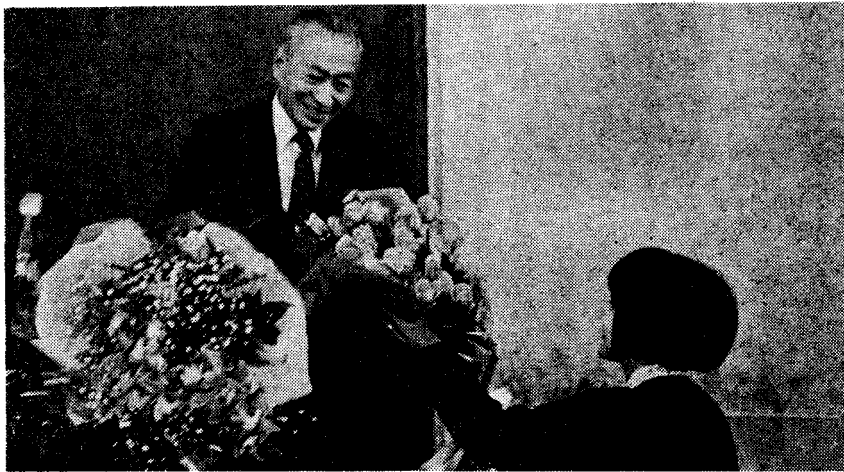
ものを、公的なサービスとして行うというこ
とです。現在、情報化社会と言われておりま
すが、これが大前提であります。

ところが今、わが国は逆行しつつあるので
す。求人情報は民間の営利企業などによつて
やられるようになってきており、このことか
ら労働省にリクルート疑惑が起こったのであ
ります。これに対しては、ただ規制を加える
だけではなくて、やはり公的な責任をもつて
求人情報も、職業紹介と同じように進めてい
ける体制というものを作らなければなりません。

そういう意味で、労働者供給事業などの禁
止を規定していたわけですが、ご存じのよう
に派遣労働が合法化された現代、派遣先が派
遣元に支払う派遣料の半分以上が取られてい
る。これは派遣労働者の間で調査をすれば明
らかになります。こういう事実上の中間搾取
が行われているということは、問題にしなけ
ればなりません。

しかし現在、先端技術産業で働いている人
たちがつくっている「電算労」といわれる労
働組合が、職業安定法第四五条で許されてい
る、いわゆる労働者供給事業を行うようにな
ったのです。派遣社員が実際において、派遣

法に基づいて出てきている派遣社員というも
のと、労働組合から供給されている労働者と
職場で同じように働く。その中で、最低規制
の原則、平等の原則、労使対等の原則などに



基づいて、その条件を変えていく運動を進め
ようとしております。自発的な労働者供給事
業を労働組合の権利として保障していくこと
が、改めて重要なことになってきているので
はないかと思ひます。

▽職業選択の自由のための失業保険

第二番目には、やはり古典的な失業政策の
一つである失業保険です。これは、言うまで
もなく、第一の柱との関係で、労働者が職業
選択の自由を保障されるような、安定した生
活が保障される失業保険というものが追求さ
れる必要があります。けれども、それにもか
かわらず、給付日数等に制限があるかぎり、
第三の柱である職業訓練を、改めて制度化し
ていく必要があるということです。

▽生涯にわたる無料の公的職業訓練

これについても、訓練を一般的な学校教育
と関連させて、生涯にわたってこれが受けら
れるような制度を、やはり無料の公的訓練の
原則に基づいて進めていく必要があると思ひ
ます。これはILO一一七号勧告に示され
ている線に添って行われるということであり
ます。

▽解雇制限の新たな立法措置

第四の柱としては、解雇制限の措置があり

ます。それは、現在見られるような直接解雇に関する解雇制限とか、あるいは解雇予告とということにとどまらず、ILOの一一九号勧告に示されておるように、個別的な解雇を妥当な事由に限定して規制し、さらに集団的、または大量の解雇を規制していくということです。その場合に、労働力削減を積極的に回避するための措置として、時間外労働の制限、訓練および再訓練を施す等々のことと、労働者代表との協議を進める、公的機関に通告をする、あるいは解雇された者を優先的に再雇用するというような規制を基準としながら、大量解雇を規制していくということです。これは、諸外国においては、すでに立法措置がとられております。これが必ずしも効果が上がっていないという実態はありますけれどもこういうことが第四番目の柱であるうということです。

▽——公的就労事業の展開

第五番目には、やはり国および地方自治体が、就業の機会、就労の機会を作っていくということでありませう。わが国では、ご存じのように、失業対策事業が打ち切られてきている現状を見れば、むしろ逆行しております。そういうことので、先ほどの失業保険が

現在、雇用保険法となっておりますが、雇用保険法の中の雇用安定事業など、各種の給付金制度で、これについてもいわゆる「民間活力」という、民間営利企業に依存していく方向が進められております。先ほどの地域雇用開発助成金もそうです。

しかしこれでは、実際において就業の機会が保障されないのです。やはりこの場合にも公的なサービスとして、就労の機会を創出する、公的就労事業をおこしていくということが求められるわけです。これに関しては、先ほど申しましたように、労働者協同組合運動すなわち、勤労者が自発的に、自主的に資金を出し合って、地域住民の要求を充足するような事業をおこしていくことによって、就労の機会を保障していき、これに対して政府に助成金を出させていくということが必要になってきております。

発展途上諸国においても、労働者協同組合というものが発展してきているのに対して、

ILOはその自主性を失わない範囲で助成するように勧告しておりますが、現在、先進諸国においても、イギリス、イタリア、フランスをはじめ、こういった運動が発展してきております。

このような運動に対して、公的な助成を出していくというのが、現在国際的な趨勢(すうせい)になってきつつあるのです。これはきわめて重要なことで、例えば、わが国においては、ご存じのように、いわゆる臨調「行革」によって、今まで地方自治体が行っていたサービスを民活と称して営利企業にゆだねてきております。具体的に申しますと、例えば、学校給食を、いわゆる営利的な給食センターに委託して、給食婦を辞めさせるというようなことが出てきているのに対して、給食婦が労働組合の助けによって、お互いに資金を出し合って、給食事業を自発的におこして、とうとう給食センターに持っていかれないで、今までの学校で引き続き給食婦として働いているという事例が出てきております。こういう自発的に事業をおこす運動に対して、公的助成を出させていくということが、現在、求められていることではないかと思えます。

ご存じのように行政改革といっても、「行政改革」と言われるように、財政赤字対策としてやられた面があって、それぞれの地域においては、必要な事業がほとんど民間委託されたり切り捨てられたり、サービスを低下

されたりということが次々起こってきています。学校給食は教育の一環として行われたのですから、それを給食センターに持って行ってしまふということは、教育のためにも何ものならないのです。そういう意味で、教育の現場においても、臨調「行革」に対して新しい対応の仕方が、わが国でも出てきております。

▽——中小企業と地域経済の改善

さて、先ほど申しましたように、産業政策局長が、産業構造転換が地域経済の悪化とともに産業活力の低下をひきおこすということもを挙げております。どうも、活力とか活性化とかそういう言葉が最近はやっているようですが、言うまでもなく、わが国は巨大な企業が存在しているけれども、中小企業の比重がきわめて高い国であります。

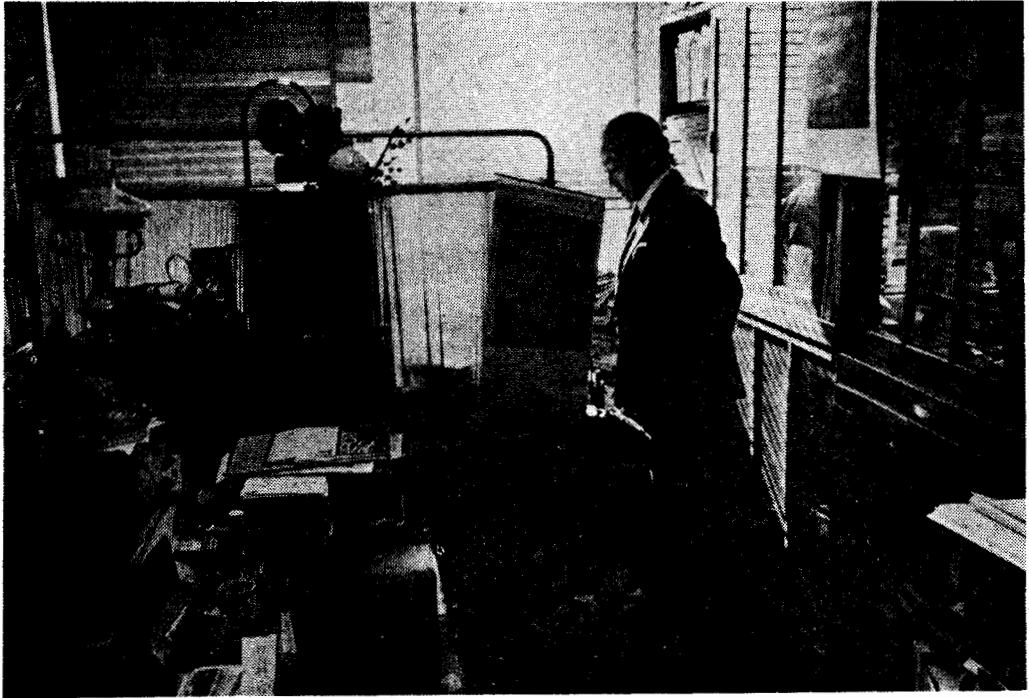
ご存じのように、企業の数でみれば九九パーセントが中小零細企業だと言っているけれども、八〇パーセント近くが中小零細企業で働いているというふうなお国柄であります。ところが積極的に産業構造転換を進めていく過程で、「前川レポート」も「中小企業等への影響に配慮しつつ」と書いているように、影響はきわめ

て甚大で、中小零細企業は、今、窮地に立たされてきているわけでありまして。ただ、最近では倒産件数が急激に減っているのですが、休業、廃業する中小零細企業がぐんと増えてきているのです。あるいは転業ということもなっておりますが、この転業が必ずしもスムーズに進んでいないのです。

こういう事態がなぜ起こってきているのかと言え、やはり現在、産業構造転換の中で先ほど申しました円高という状況のもとで、いわゆる輸出型の中小零細企業というものが窮地に追い込まれていることは事実でありまして、さらに最近ではニエス・アセアン諸国からの製品輸入が急速に増大したことによって、内需依存型の中小零細企業も窮地に追い込まれてきているという状況が見られるわけでありまして。また、大手企業が海外進出にもなると、一部の下請け中小企業がこれにもなると進出せざるを得ないという状況の中で、下請けの再編成が進みつつあるのです。こういうことの中で、現在、中小零細企業は、異常な窮地に追い込まれているのです。特に、商業の場合を見ても、地域と密着しているような中小零細企業が窮地に追い込まれてきつつあるというような問題があります。

言うまでもなく、この問題は、そこで働いている労働者の雇用問題になるわけですが。大企業以上の長時間労働、大企業に比べればはるかに低い賃金、というような労働条件の問題がもちろんあるわけですが。しかも、六五パーセント以上が下請け関係の中に置かれているところから、今まではこれに対する対策としては、例えば下請け単価の切下げを阻止する。あるいは大企業の原価公開というようなことを求めて、労使を含めた単価の引き上げというようなことが進められなければならぬということが言われてきました。そしてまた、やや具体的なことを挙げれば代金の支払い期間を短縮するとか、そういうことが立法的な措置として、中小業者および労働者の社会権を守るという意味で、必要とされてきてたわけです。

こういうような措置が、現実において重要であるとともに、現在の産業構造転換の中では、やはり大企業が、中小零細企業分野に進出してくるのをいかに規制していくかということですが。ところがご存じのように、規制緩和で、大手スーパーが進出することがいっそう自由になるといって、逆の方向で政策が進められてきております。この場合にも大手企業



の投資を規制していく、事業所の統合廃止、移転というようなことを規制していくということがなければ、それが中小企業に深刻な影響を与えていくということになります。

そのほか細かいことを言えば、今まで生産していたものを輸入に切り換えるというふうなことが行われてきておりますが、こういったようなことについても規制を加えていくということがもろん重要であるとともに、先ほどから申ししておりますように、中小企業、零細企業自体がお互いに交流提携をして、地域にとって必要な事業活動をやっていくということが重要になってきています。

これは言うまでもなく、先ほど申しました、上から進められている都市再開発事業とか、リゾート開発事業とかいうようなことからどんどん無視され、見落とされてきている地域にとって不可欠な地場産業を復活させ、新しい地場産業をおこしていくとか、さらに、地域の住民に必要な生活環境整備に関する事業をおこしていくということが、労働者協同組合方式でこれから進められていく必要があると思います。その場合に、やはり産業構造転換による地域経済の悪化に対して、逆にこれを、地域経済を改善していくということが必要になってきております。

▽協同組合セクターの形成

現在わが国では、協同組合で最も発展してきているのは生活協同組合であります。しかし、この生活協同組合にも、ご存じのように政府は、これを抑える方向での政策を出してきております。生活協同組合がいかに強大になろうと、思い上がってはならないという時代になってきつつあります。

そういう意味で言えば、失業した労働者が自分たちの就業の場をつくるために事業活動を行ってきている。具体的には、わが国では全日本自由労働組合、失対事業で働いている

人を専ら組織した労働組合が事業団という形で事業活動をおこし、労働者協同組合をめざしてきています。こういったいわゆる労働者協同組合運動と、生活協同組合は、すでに連携してきているところもありますが、連携しにくいところを得なくなっています。

そのほか、中小企業の協同組合、中小業者の団体との連携も部分的には進みつつありますし、農業協同組合との連携も、おこなわれはじめています。

このような協同組合間の協同は、「協同組合セクターの形成」と言われておりますが、そういうものをつくることによって、地域をおこしていく、という「地域づくり」運動という動きがあります。しかし、少なくともそういう動きに対して、現在のわが国の政府は残念ながら注目をしていません。

しかし、イギリスをはじめ諸外国の状況を見てみますと、国際的な趨勢としては、そういった動きを無視できなくなり、政府がいろいろな形で助成をするようになり、協同組合法という法的な措置をとらざるを得なくなってきました。これも、現在の産業構造転換に対応する社会政策としては、非常に重要な点ではないかと思えます。

まとめ

今までわが国では、雇われている労働者という立場から、ただ企業に対して、反対を要求をしていくというふうなことだけに終わっており、これはもちろんやめなければならぬとは思いません。やはり権利を主張して反対をし、要求をしていくことは大事であります。「対外的反対要求運動」というふうに、私は考えております。

それを本当に支えていくものとして、現在改めて求められているのは、労働者が自主的に協同をしていくということによって、自分たちのための自分たちの社会権を保障するような事業をおこしていくという「内発的要求充足運動」が、現在重要なもう一つの政策になってきているのではないかと思えます。

今まで、反対し要求していた立場の労働者が、社会変革によって社会の主人公になったとしても、ろくなことができないのは当たり前であります。だから今の社会主義国は駄目なのだというような人もおります。

やはり現在の状況の下で、働く者が自主性を持って協同する、協同組合経営というもの

に挑んでいくということによって、営利のためでない経営管理能力を身につけていくということが、現在重要であって、自分はただ権利を主張して自分では何もやらないというような時代ではなくてきつつあるのです。

ただ問題は、現在の日本においては、困難ではあるけれども、そういう自主的な協同組合運動に対する公的な助成をいかに引き出していかということだと思います。これがもし地域経済の悪化を防ぎ、地域経済を改善していくための重要な要因であるとすれば、公の立場からも無視することはできなくなってくるはずだと思います。この点が、最近の欧米諸国における新しい動きであるというふうに私は考えております。

■本論文は、一九八九年二月二八日、慶応大学において「産業構造転換に対応する現代社会政策の課題」と題しておこなわれた最終講義を若干手直しをしたものである。四月一五日に行われた「黒川教授退職記念の集い」の記念講演「産業構造転換に対応する諸課題」は、これと同じ主旨の内容である。なお文中の写真は、最終講義当日、黒田勝雄氏が撮影。

◇現代労働組合研究会のHP（TOP）

<http://e-kyodo.sakura.ne.jp/roudou/11210roudou-index.htm>